

令和2年8月

定例委員総会 議事録

令和2年8月11日（火）

宗像市農業委員会

令和２年８月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和２年８月１１日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和２年８月１１日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和２年８月１１日 午後４時５０分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席１４人 欠席９人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	×
２	欠 員		１４	白木 晋平	×
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	×
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	○
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	×
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	×
７	山下 敦	○	１９	中野 信己	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	×
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	×
１１	吉田 晋一	×	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	３番	栗野 通孝		１２番	吉武 順子

令和２年８月定例委員総会会議結果

第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

受付NO３ 承認

第２号議案 農地法第４条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

第３号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

第４号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

受付NO１ 承認

報告事項

第１号 農地法第５条の規定による届出について

○議長

令和２年８月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は１５名です。よって、令和２年８月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。３件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員の説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号１の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんは、●●や●●、●●●●地区を中心に農業経営をされています。譲渡人の●●●●さんは、経営規模を縮小していきたいということで、●●地区で耕作されている●●さんに相談したところ話がまとまり、今回の申請に至っています。取得後の農地は、らっきょうの栽培を予定されています。地元の水利組合長の承諾もあり、農地法第３条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付ＮＯ１の譲受人・譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ２について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員の説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●●●●●●●は、平成20年から●●●●幼稚園を運営しています。この幼稚園には約250人の園児がいます。この園児たちにぜひ、農業関係の経験をさせたいということで、譲渡人の●●さんと●●さんから農地を借りて、主にサツマイモの栽培・収穫を経験させてきました。今回、●●●●●●●●が農地を譲ってほしいと相談したところ、話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請の手続きとなっています。農地取得後は、ひきつづき、サツマイモを栽培していきます。地元の水利組合長の承諾もあり、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人・譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員の説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●さんと譲渡人の●●さんは、今年2月にも農地法第3条の申請をされています。その当時、今回の申請地もいっしょに申請する予定でしたが、申請漏れがあったということで、今回の許可申請になっています。地元の行政区長からの承諾もあり、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です

よって 受付NO3については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

申請人の説明をいたします。申請人の●●●●さんは、3世代にわたり、耕作面積20ヘクタール以上、大規模な農業経営をされています。転用目的は、育苗プールの築造になりますが、令和元年4月にはすでに完成していました。しかし、●●さんは、面積が10アール以下の場合は、農地法などの手続きが不要だという誤った認識で、事業を進めていたということです。その後、農用地域内の農地であることや、農地法の転用手続きが必要であるということを指摘され、手続きを進めてきましたが、農業振興整備計画の用途区分変更の手続きに時間がかかったこともあり、今回の許可申請に至っています。地元の水利組合長の承諾も得ており、許可要件も満たしていると考えていますので、農地法第4条の許可は妥当と判断しています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。第2号議案の受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、育苗プールの築造になりますが、すでに昨年4月に築造は完了している状況です。育苗プール部分の●●●㎡について、コンクリート張りを行っています。周辺への被害対策は、隣地への被害防止のためブロックの2段積みを行っています。汚水や生活雑排水については、発生しません。日照や通風の問題は、特に問題ないと考えています。ま

た、騒音につきましても、特に影響ないと考えています。

追認というかたちになりますが、今回の農地法第4条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えています。また、農地区分は農用地区域内農地に該当しますが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく用途区分変更の手続きも完了し、農業用施設用地として利用されるため、農地転用は適正と判断しています。以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1についての議案説明と地区担当委員、現地調査C班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2の申請人の説明をいたします。申請人の●●●さんで、転用目的は農地改良に伴う一時転用になります。申請地については、傾斜や起伏があり、耕作しづらいため、農地改良を行い、効率的な耕作ができるようにするということです。地元水利組合長の承諾も得ており、転用後は農地として利用することなので、許可要件も満たしていると考えていますので、今回の農地法第5条の許可申請は妥当と判断しています。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。第2号議案の受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、農地改良に伴う一時転用になります。造成につきましては、現況よりも効率よく耕作ができるよう改良を行います。周辺への被害対策は、雨水の排水については、素

掘りの側溝を経由して排水されます。汚水や生活雑排水については、発生しません。日照、通風、騒音などについては、影響ないと考えています。

今回の農地法第4条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えています。また、農地区分は農用地区域内農地に該当しますが、一時転用後は農地として利用されるため、農地転用は適正と判断しています。以上簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO2についての議案説明と地区担当委員、現地調査C班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

農地改良後は、何を作付けされる予定ですか。

○委員

ザボンの栽培を予定しています。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可にすることに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

農地法第5条の許可申請、受付番号1の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人は●●●●さん、譲渡人は●●●●さんで親子関係になります。息子の●●さんは、現在、●●●●の賃貸マンションに住んでいますが、家族5人で、居住スペースが手狭になってきたため、父・●●さんの所有する農用地区域内の農地に分家住宅を建築する計画を立てました。令和2年1月に申請していた農振農用地からの除外の手続きがこのほど完了したため、今回の転用許可申請に至っています。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農

地法第5条許可は妥当と判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。第3号議案の受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、農振農用地の除外を伴う農地転用で、転用目的は分家住宅の建築になります。造成につきましては、敷地を敷きならす程度で、土留めブロックを構築して、周辺への被害を防止します。排水計画については、雨水については雨水桝を経由し、道路側溝に排水されます。汚水等については、公共下水道を利用します。申請地の周辺には農地はありますが、日照、通風、騒音などについては、影響ないと考えています。

よって、今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えます。また、農振農用地の除外後の農地区分は、農地集団化がおおむね10ヘクタール未満の小集団の農地で第2種農地に該当するため、農地転用は適正と判断しています。

以上簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO1についての議案説明と地区担当委員、現地調査C班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について審議を行います。それでは、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

農地法第5条の許可申請、受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、10年以上にわたり林業に従事されています。譲渡人は●●●●さんになります。今回、●●さんが自己用住宅の建築にあたり、●●さんが所有する当該農地が、

●●さんが検討していた諸条件に合致したということで、今回の許可申請に至っております。住宅建築については、申請地に接する●●●●●●番●、地目が山林の土地を併用地として一体的に建築されます。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条許可は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査C班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。現地調査の結果について報告いたします。第3号議案の受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いました。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は自己用住宅の建築になります。造成につきましては、既存の地形をそのまま利用して建築する予定です。排水計画については、雨水については雨水枡を経由し、道路側溝に排水されます。汚水等については、公共下水道を利用します。申請地の周辺には農地はありますが、日照、通風、騒音などについては、影響ないと考えています。

よって、今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えます。また、農地区分は、農地集団化がおおむね10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当するため、農地転用は適正と判断しています。

以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO2についての議案説明と地区担当委員、現地調査C班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可にすることに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和2年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案「令和2年度農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第４号議案、令和２年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和２年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は１件であります。報告事項第１号「農地法第５条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第６条第３号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第１号について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第１号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和２年８月定例委員総会は閉会いたします。